# 特集

# 阪神・淡路大震災以降30年の災害 対策法制及び行政機関の対応

後藤隆昭1

# Legislation for Disaster Management and Responses of Administrative Organizations in the 30 Years Since the Great Hanshin-Awaji Earthquake

# Takaaki Gотоu<sup>1</sup>

#### Abstract

In the 30 years since the Great Hanshin-Awaji Earthquake, Japan has renewed its legal system and administrative organization for disaster management based on experiences and lessons learned from major disasters. After the Great Hanshin-Awaji Earthquake in 1995, the government focused on speeding up the initial response, improving support for affected people, and reconstruction to cope with urban-type disasters. After the Great East Japan Earthquake in 2011, the government focused on special reconstruction systems, building national resilience, and promoting public-private partnership to cover the limitations of public assistance. In recent years, the government has also been enhancing attentive support for various vulnerable groups, such as women, children, older people, and people with disabilities.

キーワード:法制度,行政機関,被災者支援,生活再建,復興

Key words: legal system, administration, support for affected people, reconstructing livelihoods, reconstruction

#### 1. はじめに

阪神・淡路大震災 (1995) 以来30年の間に我が 国では地震災害だけでも東日本大震災 (2011) を はじめとして,新潟県中越地震 (2004),熊本地 震 (2016),能登半島地震 (2024) と度重なる被害 を受け,さらに水害・土砂災害による被害も毎年 のように発生し、また御岳山噴火災害 (2014) のような火山災害も見られる。こうした自然災害大国である我が国では、甚大な被害を受けるたびに、被災によって判明した課題・教訓を克服すべく法制度の改善や運用の見直しが行われてきた。また国の行政機関についても、自然災害ほかの危機事

Cabinet Office, Disaster Management Bureau / Reconstruction Agency

<sup>1</sup> 内閣府防災担当/復興庁



図1 主な災害対策関係法律の類型別整理(出典:内閣府資料)

態に対処するため、阪神・淡路大震災以降に内閣官房に内閣危機管理監及び内閣官房安全保障・危機管理室が創設されたほか、省庁再編により防災を所管する国の組織が国土庁防災局から内閣府防災担当に移行するなどの体制強化が図られてきた。さらに、阪神・淡路大震災後の復興本部や東日本大震災後の復興庁のように、大災害後に復興のための時限組織を設置することも行われた。関係省庁においても防災体制の拡充が図られ、地方公共団体でも防災監、危機管理監といった災害対策を統括する専門ポストが置かれることが一般的になっている。

災害対策に関する法体系は、大別すると基本法である災害対策基本法を中心として、災害の予防 段階、応急段階、復旧・復興段階で個別法が制定 されている(図1)。

予防段階においては、地震・津波では「大規模

地震災害対策特別措置法」(大震法)や「津波対策の推進に関する法律」など、火山では「活動火山対策特別措置法」(活火山法)、土砂災害では「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(土砂災害防止法)のように、自然災害の種別毎に立法措置がなされ、被害防止・軽減のための規制措置や対策に対する国庫補助等が規定されていることが多い。

一方で、発災後の応急段階や復旧・復興段階に関しては、原因となる自然災害の種別に関わらず被害の状況に応じて必要な対策を講じるための規定がなされている。応急段階においては「災害救助法」により地方公共団体が被災者を救助するための必要な措置が手当てされるほか、「警察法」「消防法」「自衛隊法」等によって専門機関による救助プロセスが法定されており、復旧・復興段階では「激甚災害に対処するための特別の財政援助

等に関する法律」(激甚災害法)により地方公共団 体等が復旧・復興に要する莫大な財政需要を国庫 によって支えられるようにしているほか、「被災 者生活再建支援法」等による被災者への支援措置. 「中小企業信用保険法 | 等による被災事業者への 支援措置により、被災者・被災事業者の住宅再建 や生業再建を後押しすることが規定されている。 また公共施設などの個別分野においても.「公共 土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(負担法) や 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定 措置に関する法律 | (暫定法) のように復旧に要す る費用を国庫負担により軽減することが規定され ている。こうした災害対策に関する立法措置の多 くは、国土が荒廃し自然災害による被害が頻発し た戦後復興期~高度成長期に制定されたものだが. 度重なる災害の中で法改正あるいは運用改善によ りアップデートがなされてきたほか,「被災者生 活再建支援法」(1998) や「津波対策の推進に関す る法律」(2011)、「大規模災害からの復興に関す る法律」(2013) のように阪神・淡路大震災や東日 本大震災を契機として制定されたものもある。

こうした立法措置や組織体制の強化は、その時々の災害によって明らかになった政策課題や社会の変化への対応として行われてきたものであり、時代によって方向性や重点の置かれ方が異なる。本稿では、各期間において重点が置かれた特徴的な分野での進展を中心にみていく。なお、この30年間には地震・津波以外にも水害、土砂災害、火山災害等の分野でも様々な制度上・組織上の進展があったが、本稿では主に自然災害全般及び地震・津波分野について記載している。

#### 2. 阪神・淡路大震災とその後の対応

1995年1月17日に発災した阪神・淡路大震災は、 死者6,434名と1959年の伊勢湾台風以来の多大な 犠牲を生んだ大災害であり、地震に対して警戒の 薄かった地域で発生した都市型災害は初動対応の 遅れや多数の建物倒壊による人的被害、膨大な数 の被災者支援など様々な課題を残した。その課題 や教訓を踏まえて災害法制や災害対応体制に対す る数々の見直しがなされており、伊勢湾台風を契 機に災害対策基本法が制定された1961年が我が国 における災害対策の出発点とするなら,1995年は 第二の出発点とも言える。

#### 2.1 災害対応の迅速化

阪神・淡路大震災の大きな課題のひとつは、政 府の初動体制の遅れであった。午前5時46分とい う早朝の発災に対し、政府が早期に被害の全貌を 把握することが出来ず、被災地への迅速な救出・ 救助活動のための部隊派遣や被災者支援がままな らなかったことは当時多くの批判に晒されること となった。この時のいわば"トラウマ"が迅速な 初動体制の強化に舵を切らせることとなる。直後 の災害対策基本法改正では、内閣総理大臣が本部 長となる「緊急災害対策本部」の設置要件の緩和 や現地災害対策本部の法定化などの政府の災害対 策本部の充実・強化、市町村長による都道府県知 事に対する自衛隊の災害派遣要請の法定化などの 地方公共団体の防災対策の強化、一定区域全域の 道路に対し包括的に一般車両の通行を禁止するこ とができるようにするなどの交通規制の強化と いった、速やかな初動対応を可能にするような改 正がなされた。

また、初動対応を担う実働省庁においても、初 動対応強化のための制度改正や体制充実が進めら れてきた。消防庁は同年に「緊急消防援助隊 | 制 度を創設し、全国の消防機関を迅速に応援派遣す る体制を整えており、その後2003年には消防組織 法改正により緊急消防援助隊に法的位置づけが与 えられた。警察庁でも同年に「広域緊急援助隊」 制度を創設し、全国の都道府県警察の警察部隊を 迅速に被災地に派遣することが可能となった。自 衛隊派遣に関する法制度面では、自衛隊の災害派 遣は都道府県知事からの要請に基づいて実施され るのが原則だが、阪神・淡路大震災では兵庫県庁 自体が被災して早急な派遣要請が出来なかった反 省から、災害対策基本法改正により、市町村長が 都道府県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行う ことを要求できること、 さらには都道府県知事に 要求できない場合に直接防衛庁長官等に通知して 自衛隊の自主派遣を促すことが出来ることとされ

主な取組・支援	主な支援団体 等
人命救助·搜索活動	広域緊急援助隊(警察庁)、緊急消防援助隊(消防庁)、自衛隊、海上保安庁
医療支援 保健活動 感染症対策	DMAT(災害派遣医療チーム)、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)、 DICT(日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム)、自衛隊等
災害マネジメント支援	自治体職員派遣(総括支援チーム)他
避難所運営(給食·入浴支援) 罹災証明書の交付支援 物資管理·輸送支援	自治体職員派遣(対口支援チーム)、自衛隊等
給水支援 インフラ調査復旧支援 能登鉄道七尾線復旧支援 農地・農業用施設調査等 漁港施設調査等	(公社) 日本水道協会、TEC-FORCE(国土交通省緊急災害対策派遣隊)、自衛隊、RAIL-FORCE((独)鉄道・運輸機構 鉄道災害調査隊)、国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、土地改良事業団体連合会、(一社) 水産土木建設技術センター、MAFF-SAT(農林水産省サポート・アドバイス・チーム)等
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	全国被災建築物応急危険度判定協議会、自治体職員派遣、TEC-FORCE等(国土交通省)
災害廃棄物処理支援	災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク) D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)等
学校再開に向けた支援 (スクールカウンセラー及び 教職員派遣)	(一社) 日本臨床心理士会 各都道府県·指定都市教育委員会
被災ペット支援	(公社)日本獣医師会、自治体職員派遣等

図2 令和6年能登半島地震における自治体支援の状況(出典:内閣府資料)

た。また自衛隊法の運用面でも、大戦時の教訓から自衛隊の独断専行を忌避してきたそれまでの厳格な要請主義から、自然災害時の積極的な自主派遣を容認する改善がなされており、その一環として阪神・淡路大震災後からは震度5弱以上の地震発生時には、被害状況を速やかに把握するため要請を待たず直ちに自衛隊機による航空偵察が行われるようになった。現在ではこの航空偵察の状況は防衛省や総理官邸でもリアルタイムで確認できるようになっている。また航空偵察以外にも全国の自衛隊駐屯地には災害発生に備えて初動対処部隊が待機するようになっており、2013年からはこれら部隊を「FAST-Force」と呼称している。

このほか、医療分野においても初期医療体制が課題となり、災害現場で医師が医療を行う必要から厚生労働省を中心に検討がなされ、2005年に「日本 DMAT」(災害派遣医療チーム)が設立された。さらに公共土木分野においても、道路、河川等のインフラの迅速な被害状況把握や応急復旧の技術的支援のため、2008年に国土交通省「緊急災害対策派遣隊」(TEC-FORCE)が発足した。東日本大震災以降はこうした応急期を中心とする初動

対処チームを創設する動きはあらゆる分野で加速し、「災害派遣精神医療チーム」(DPAT, 2013~)、環境省「災害廃棄物処理支援ネットワーク」(D.Waste-Net, 2015~)、気象庁「防災対応支援チーム」(JETT, 2018~)、「災害時健康危機管理支援チーム」(DHEAT, 2018~)、「自治体応援派遣」(総括支援チーム・対口支援チーム, 2018~)、「農林水産省サポート・アドバイス・チーム」(MAFF-SAT, 2021~)、(独)鉄道・運輸機構「鉄道災害調査隊」(RAIL-FORCE, 2023~)等が各種災害で活動している(図2)。

初動対処体制の充実は、被災現場に派遣される 諸機関のみならず災害対応を統括する政府におい ても行われている。阪神・淡路大震災当時、中央 省庁内で防災対策を所管していたのは国土庁防災 局であったが、縦割り行政の解消や内閣機能の強 化を目的として実施された2001年の中央省庁再編 では、1府22省庁から1府12省庁へと再編する中 で、国土庁の大半が国土交通省へと統合されるな か防災局のみは阪神・淡路大震災の教訓から総理 直轄とすべく内閣府防災担当へと改組された。そ の後2014年には日比谷公園横の中央合同庁舎5号 館から総理官邸向かいの8号館へと移転し、物理 的にも危機管理体制の強化が図られた。また、総 理官邸の危機管理体制についても拡充が図られ、 阪神・淡路大震災及び同年3月に起きた地下鉄サ リン事件などを背景として1998年には内閣の初動 対処能力を強化するために内閣官房に内閣危機管 理監及び内閣官房安全保障・危機管理室 (現在の 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当))が 創設され、また老朽化に伴い2002年に新たに建設 された総理官邸には自然災害その他の緊急事態発 生時に官邸幹部や関係省庁職員が執務するための 危機管理センターが設置されるなど、いわゆる 「官邸主導」による危機管理体制の強化が図られ ることとなった。なお、特に東日本大震災後には、 米国の連邦危機管理庁 (FEMA) をモデルとする 専門の国の行政機関を作るべきとの主張が多く見 られた。近年の世界的潮流は、日本のように危機 事象毎に担当組織を別にする形ではなく、FEMA のように自然災害のみならず大規模事故. 犯罪. テロ、戦争などあらゆる危機事象に一元的に対応 する「オールハザード・アプローチ」が主流と なっており、我が国でも官民で研究がなされた。 その当時の議論では、当面は現行制度を維持する ことが「政府の危機管理組織の在り方に係る関係 副大臣会合」によって2015年に結論付けられたが、 その後2024年に誕生した石破内閣では防災庁設置 の方針が打ち出された。

法制面においても、政府の本部組織について、阪神・淡路大震災当時は最上位の本部組織である緊急災害対策本部が災害緊急事態の布告(生活必需品の価格統制や金融モラトリアムなど関東大震災のような状況を念頭に強力な経済規制を可能とする制度)を前提としたものであったために設置できなかったことから、災害対策基本法の改正により設置要件を緩和し(その後の東日本大震災が唯一の適用例)、さらに巨大災害でなくても十分な本部組織が立ち上げられるよう、2021年には非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に格上げするとともに、死者・行方不明者数十人規模の災害に対応する特定非常災害対策本部の規定を置く災害対策基本法改正も行われた。

#### 2.2 被災者支援の充実

阪神・淡路大震災という戦後類を見ない都市型 災害において大きな課題となったのは、膨大な数 の被災者の生活再建のための支援だった。1959年 の伊勢湾台風以後の高度成長期には死者数千人規 模の自然災害を経験せず、豊かになった日本社会 において、倒壊した住宅の再建を中心とする被災 者の生活再建のための法制度は十分ではなかった。 その直近に発生した雲仙普賢岳噴火災害(1991) や北海道南西沖地震(1993)では、社会の注目度 に比して被災者の絶対数が多くはなかったため. 各世帯に1,000万円単位の義援金が配分されるこ とで生活再建のめどが立つことになった。一方で、 25万棟を超える住宅の全半壊被害を生じた阪神・ 淡路大震災では、被災者は義援金のみでは十分な 住宅再建資金を確保することができず、これが後 に関係者の尽力によって被災者生活再建支援法 (1998) 制定に繋がることとなった。

同法は阪神・淡路大震災の被災者に遡及適用さ れることはなかったが、それまで私有財産の形成 に繋がるとの理由で認められてこなかった被災者 への直接の公的支援が初めて制度化されたことは 被災者支援法制上の大きな転換点であり、その後 の新潟県中越地震(2004)等を経て同制度が充実 されていくこととなった。また、同法の制定に伴 い、住宅の被害程度が個々の被災世帯への支援水 準を決める基準となったことで、被災世帯へ支援 金を支給するための住家の被害認定調査や罹災証 明書発行業務が被災自治体における重要な業務と なり, これらの業務の運用改善や, 業務遂行に必 要となる自治体職員の応援派遣制度等も併せて充 実されていくようになる。なお罹災証明書は被災 者生活再建支援制度以外にも災害救助法による住 宅の応急修理や応急仮設住宅の入居要件、義援金 の配分基準など幅広く活用されるため、2013年に は災害対策基本法上に位置づけられ、住家被害調 査に従事する職員の育成や他の地方公共団体等と の連携確保など、罹災証明書の交付に必要な業務 の実施体制確保に努めることも被災市町村の義務 とされた。

被災者支援の観点から阪神・淡路大震災後に制

定された法律として、1996年に制定された「特定 非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため の特別措置に関する法律」(特定非常災害法)があ る。同法は大規模災害時の被災地の混乱状況に鑑 み、これまで個別法により別々に措置されてきた 関係省庁に幅広く存在する行政上の権利利益の満 了措置の延長や期限内に履行されなかった義務の 免責をパッケージとして規定し、被災者の利便を 図ったものである(代表的なものとして運転免許 証の更新期限の延長がある)。同法ではまた、災 害救助法及び建築基準法により最長2年3ヶ月と されている応急仮設住宅の設置期限を延長する措 置が可能となっており、最大5年間まで延長した 阪神・淡路大震災をはじめその後の災害で活用さ れることとなった。なお、この特定非常災害指定 の効果は、同法で規定されている措置以外にも、 例えば環境省による住宅の公費解体制度の適用基 準を全壊から半壊以上に緩和するトリガーとして 用いられるなど、災害救助法適用や激甚災害指定, 大規模災害復興法に基づく非常災害と並んで、制 度本来の趣旨を超えて当該災害を他の災害と一線 を画して特例的な措置を行う必要がある大規模災 害であると認定するための官民の諸制度の適用の メルクマールとしても使われるようになっている。

#### 2.3 都市型災害への対応と復興まちづくり

阪神・淡路大震災の被災地では、火災により広 大な面積が焼失した長田地区をはじめとして、広 範囲にわたって甚大な被害を受けた市街地の迅速 な復興が課題となり、従来の土地区画整理事業や 市街地再開発事業を活用して再建を目指したが、 既存の都市計画制度や建築に関する法規制では十 分に対応できない部分の改善も図られた。まず、 大規模な災害が発生した市街地の復興に関する基 本的な制度として、1995年に「被災市街地復興特 別措置法」が制定され、同法に基づく被災市街地 復興推進地域内においては最長2年の建築行為等 の規制をかけることにより、面的な復興まちづく りを行うことが可能となった。また、マンション の多い都市部の被災地にあっては、その再建時に 区分所有者全員の同意が必要となる当時の制度の 弊害から再建が進まないという課題を解決するため、同年に被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(被災マンション法)が制定され、5分の4以上の議決で再建を可能とすることで市街地復興を加速させるものだった。これら法制度はその後恒久化され、東日本大震災等で活用されることとなった。なお、市街地復興の前提として倒壊した住宅の解体・撤去を早期に進める必要があるした住宅の解体・撤去を早期に進める必要があるが、私有財産である住宅の解体は所有者が行うものとの原則に対し、阪神・淡路大震災では早期の復旧・復興のため市町による国庫補助事業として実施することが特例的に認められ(公費解体)、以降東日本大震災等を経て公費解体は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づく制度として恒久化することとなった。

一方、復興を牽引する政府の体制としては、まず阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律が制定され、阪神・淡路大震災復興本部(1995~2000)が総理府に置かれたほか、同法に基づくものではないが、有識者による阪神・淡路復興委員会(委員長:下河辺淳)が設置され、10月には意見・提言をまとめた最終報告が出された。その後、同最終報告をもとに政府及び兵庫県を中心に10年間で16.3兆円とされる復興事業が進められたが、その基本理念として掲げられた「創造的復興」のコンセプトは、後に東日本大震災や熊本地震にも引き継がれ、2015年に仙台で開催された第3回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組において"Build Back Better"として規定され、防災・復興の世界標準となった。

#### 2.4 調査体制・早期警戒体制の充実

阪神・淡路大震災が早朝に発生し多くの人が逃げ遅れて犠牲となったことから、地震その他の自然災害へ備えるための調査体制や早期警戒体制の充実が要請されることとなった。地震に関しては、同年に文部省に地震調査研究推進本部が設置され、また気象庁では震度階級を8階級から10階級へと細分化し、さらに2004年には緊急地震速報の試験運用を開始した(2007年より一般提供開始)。津波に関しても東日本大震災の教訓から、より脅威

が伝わりやすい津波警報に改める等の改善を2013 年に行っている。

水害・土砂災害についても、土砂災害警戒情報 の導入(2005年以降),特別警報の新設(2013)の ほか、台風情報の精緻化、水害・土砂災害等の危 険度を5段階で表示する「キキクル」の導入 (2021)、河川における洪水予報、氾濫発生情報の 提供など、様々な形で国民にリアルタイムに情報 が届けられる仕組みが構築されてきた。近年では, 地球温暖化による気象災害の激甚化に伴い線状降 水帯による被害が頻発したため、気象庁では2021 年より「顕著な大雨に関する情報」を、2022年か らは線状降水帯に関する予測情報を出して警戒を 呼びかけている。なお、土砂災害に関しては、 2000年の広島土砂災害を契機に制定された土砂災 害防止法により土砂災害警戒区域等(イエロー ゾーン,レッドゾーン)が設定され、土地利用の 観点からも土砂災害対策がとられることとなった。

火山については、2007年に気象庁によって火山 毎の噴火警戒レベルが設定されたのち、御岳山噴 火災害を契機として2015年に改正された「活動火 山対策特別措置法」(活火山法)では火山毎の火山 防災協議会の設置が位置づけられ、さらに同法の 2023年改正に基づき文部科学省に火山調査研究推 進本部が設置されるなど(2024)、火山防災の充 実が図られている。

# 3. 東日本大震災への対処と復興法制, その後の対応

阪神・淡路大震災以降,政府は初動対応体制を 充実させるとともに,都市型災害への各種法制度 をアップデートし,また被災者支援制度の拡充を 図ってきたが,2011年の東日本大震災(東北地方 太平洋沖地震)が想定を超える津波の襲来と,そ れに伴う原子力発電所事故を引き起こしたことで, 従来の防災対策では十分でなかったことが白日の 下に晒されることになった。さらにその復興過程 においても,原発事故に伴う長期避難生活や,過 疎や少子・高齢化の進む地域での復興の難しさ, 千年に一度というレベルの頻度の津波にどこまで 備えるかといった議論など,様々な課題に直面し た。特に過疎問題は東北地方に限らず全国に見られるものであり、人口減少下での防災・復興対策は、南海トラフ地震に代表されるような将来想定される大規模災害でも深刻な課題となることが強く認識されることとなった。

一方、東日本大震災・原子力発電所事故という 未曾有の大災害への対処として、国は復興庁を設 置し、復興交付金制度、復興特区制度など従来に はない異例の対応により被災地の復興を進めるこ ととなった。これらの多くは東日本大震災に特例 的に適用されたものであり、その後の災害は必ず しも適用対象とされなかったが、近い将来想定さ れている南海トラフ地震その他の巨大災害への対 処に示唆を与える一方で、当初地元負担をゼロと したことで復興事業が過大となった等の指摘もあ り、将来の復興制度に対する解は必ずしも見出さ れてはいない。また、創造的復興の考え方に沿っ て復興事業を進める際に、将来の人口減少も見据 えた適正な事業規模とすることが必要との指摘も 見られたところであり、東日本大震災からの復興 過程での教訓が今後の災害に活かさることが求め られている。

# 3.1 広域にわたる被災地での被災者支援と復 興体制

膨大な被災者支援への対応のため、政府は3月 11日の発災直後の緊急災害対策本部・現地対策本 部設置ののち、3月17日には「被災者生活支援特 別対策本部 | (5月9日に「被災者生活支援チー ム」に名称変更)を設置、被災者の避難生活の改 善やその早期解消, 生活必需品の緊急輸送, イン フラ・ライフラインの早期復旧等の措置に取り組 むこととなった。被災者支援の基本となる災害救 助法については、法律自体は大きく改正されてい ないものの, 災害救助法の弾力運用として, 旅 館・ホテルの借り上げによる避難所設置や、大量 の避難者への迅速な住まい供給を可能とする民間 賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅供与(い わゆる「みなし仮設」)など、その後の災害対応で 一般化した措置がこの時に数多く認められること となった。また、被災地への緊急物資の調達・輸

送のため被災から3日後には302億円の予備費使用が決定され、被災地からの要請を待たずに必要な物資を輸送したが、これは2012年の災害対策基本法改正により法定化され、いわゆる「プッシュ型物資支援」として2016年の熊本地震以降の災害で活用されている。

復興のための体制としては、まず発災1ヶ月後 の4月には有識者で構成された「東日本大震災復 興構想会議」(議長:五百旗頭真)での議論が始ま り、6月には東日本大震災復興基本法が制定され て基本理念. 基本方針が作られるとともに復興対 策本部が設置された。復興構想会議及び復興対策 本部は翌年2月の復興庁設置とともに廃止され、 以降は復興庁を中心に復興が進められていくこと になるが、その過程において計47本の法律の制 定・改正がなされた(阪神・淡路大震災は16本)。 中でも東日本大震災で特例的に認められた復興特 区や復興交付金等の制度を規定した「東日本大震 災復興特別区域法」(2011) や、膨大な復興財政需 要に対応するための復興特別税の創設を規定した 「東日本大震災からの復興のための施策を実施す るために必要な財源の確保に関する特別措置法」 (2011), これまで経験のない原子力災害からの復 興・再生を推進するための「福島復興再生特別措 置法」(2012) など、この震災に限定して適用され た異例の特別措置が取られたのも特徴であった。 実際の復興まちづくりは、各地域で住民の合意形 成を進めつつ時間をかけて進められたが、大津波 による再度の被災をいかに防ぐかが大きな論点と なった結果、防災集団移転促進事業による高台移 転や、土地区画整理事業を活用した嵩上げがかつ てない規模で実施されたのが特徴であった。

また、被災者支援や復興が強力な国主導で行われたのもこの震災の特徴のひとつだった。もともと災害対策基本法では災害対策の実施主体は基礎自治体とされているが、宮城県南三陸町や岩手県大槌町のように役場自体が津波で流され機能不全に陥ったケースや、福島沿岸部において全域が避難指示区域となったケースのように、基礎自治体に対処を任せることが現実的でない状況が生まれたことにより、県、国が支援体制を敷き、あるい

は基礎自治体になりかわって対応することとなっ た。このような自治体の対応能力が十分でない状 況は将来の大規模災害でも想定されることから (必ずしも直接的な影響ではないが). 例えば前述 のプッシュ型物資支援が法定化され、 基礎自治体 のマンパワー不足を解消するため総務省主導での 他自治体からの応援派遣制度が創設されるなど. 被災自治体が十分に機能しない前提での制度が創 設・改善されることとなった。震災後に制定され た 「大規模災害からの復興に関する法律」(大規模 災害復興法、2013)では、災害復旧事業における 国等による権限代行が規定され、その後の災害で は公共土木インフラの災害復旧での直轄代行とし て使われるようになるなど、国が被災自治体にな りかわって対応すべきとの声を反映して、国がよ り関与を強める方向での制度の見直しも行われて いる。

さらに、地域経済の復興に不可欠な被災事業者 の再建(いわゆる生業の再建)については、従来 は日本政策金融公庫の災害復旧貸付に代表される 融資制度や信用保証によるものが中心だったが、 「失われた20年・30年」と呼ばれるような地域経 済の停滞が続く環境下では自力再建を期待できな い中小企業が数多く存在したことから、経済産業 省による「中小企業等グループ施設等復旧整備補 助事業 | (いわゆる「グループ補助金 |) が創設され、 被災事業者支援についても直接補助の道が開かれ ることになった。このグループ補助金制度は後の 熊本地震等でも活用され、その後グループ要件が 撤廃された「なりわい再建支援補助金」が2024年 の能登半島地震でも活用されている。このほか, 新型コロナウイルス対応でも活用された小規模事 業者持続化補助金(上限200万円)や雇用調整助成 金の特例措置等が能登半島地震等で活用されるな ど、地域経済再生のための被災事業者支援も社会 的要請に応じて手厚くなっている。

#### 3.2 巨大災害への備えと国土強靱化

東日本大震災がもたらした甚大な被害により, それまでの大規模震災,津波対策を大幅に見直す ことが余儀なくされたが,それが最も顕著に現れ

たのが南海トラフ地震対策だった。南海トラフを 震源とする M8級の地震対策については、それま でにも「東南海・南海地震に係る地震防災対策の 推進に関する法律」(2002)に基づいて計画が策定 され、阪神・淡路大震災を契機に制定された「地 震防災対策特別措置法」(地防法, 1995), 東海地 震の危険性が喧伝されて制定された「大規模地震 対策特別措置法 | (大震法. 1978) や「地震防災対 策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る 国の財政上の特別措置に関する法律」(地震財特法、 1980) に基づいて国の手厚い財政措置によりイン フラ整備が進められてきたが、東日本大震災を契 機として改めて中央防災会議のワーキンググルー プで想定される南海トラフ地震の地震・津波モデ ルや被害想定が2013年にまとめられ、それに基づ いて各種の計画策定がなされていった。さらに、 政治・行政・経済の中枢に深刻な被害を与えうる 首都直下地震への対策についても、東日本大震災 を契機に同様に見直しが図られているほか、新た に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への対策も 急務となっている。

さらに、東日本大震災を契機として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(2013)が制定され、あらゆる分野で災害に対する脆弱性を評価して優先順位を付けて事前防災・減災を進め災害に強い国土・地域づくりをする国土強靱化が進められることとなった。同法に基づく国土強靱化推進本部や国土強靱化基本計画等の枠組みにより、インフラ整備等のハード対策のみならず情報発信や避難訓練等のソフト対策を組み合わせた取組が進められている。

#### 3.3 津波被害と公助の限界

一方で、東日本大震災当時に多く聞かれた言葉は「想定外」であり、当時想定されていた M7 クラスの宮城県沖地震を遙かに上回る M9.0 による津波被害は、どこまでの災害に備えればいいのか?という課題を投げかけることになった。これに対する基本的な考え方として整理されたのが、中央防災会議専門委員会による L1 (比較的頻度

の高い津波)、L2(最大クラスの津波)の考え方 であり、特にL2津波に対しては防潮堤等のハー ド対策だけでなく住民避難によるソフト対策も含 めて備えることが基本とされた。津波対策の推進 に関する法律(2011年)では、ハード・ソフト両 面からの対策が必要であることが規定され、特に 巨大津波に対しては、公助に頼らず住民自らが自 助・共助により身を守ることが求められることと なった。阪神・淡路大震災においても、がれきの 下から救助された住民の9割が家族や地域住民に よって助け出されたことがその後強調されるなど. 自助・共助の重要性は当時から指摘されていたが、 さらに東日本大震災における想定外の津波被害が その傾向を加速させることとなった。そのひとつ が、2014年の災害対策基本法改正により創設され た地区防災計画制度であり、自治体の地域防災計 画に加えて、地域の中で住民組織が地区防災計画 を定めて共助で災害を乗り切るための法的枠組み が整備された。

公助の限界という観点からは、ボランティア・ 官民連携の進展も30年間で大きく進んだ分野であ る。学生を中心に多くの災害ボランティアが被災 地入りした「ボランティア元年」1995年以降,新 潟県中越地震のあった2004年頃からは社会福祉協 議会が災害ボランティアセンターを設置・運営す ることが一般化し、さらに東日本大震災ではいわ ゆる一般ボランティア以外にも多くの専門ボラン ティア団体・NPO 等が被災地で多岐にわたる活 動を行った。こうしたボランティアや NPO 等の 活動は、行政によって行われる被災者支援、復 旧・復興の補完的・代替的役割を果たすようにな り、制度的・物理的に十分な公助が行き届かない 中では大きな力になっていった。東日本大震災で は数多くの NPO 等が被災地入りしたものの被災 現場で情報共有・活動調整が十分に出来なかった 反省から、近年では、2016年の「全国災害ボラン ティア支援団体ネットワーク」(JVOAD) 設立を 皮切りに、各地で災害中間支援機能が充実してい くこととなった。法制度上も、災害対策基本法に おいて阪神・淡路大震災後の1995年には国・地方 公共団体が配慮すべきこととしてボランティアに

よる防災活動の環境整備が、また東日本大震災後の2013年にはボランティアとの連携に努めなければならないことが規定される法改正が行われるなど、防災におけるボランティアとの連携が法的に位置づけられている。

# 4. 熊本地震以降の災害ときめ細かな被 災者支援

震度7の地震が2度にわたり立て続けに熊本地 方を襲った平成28年熊本地震は、東日本大震災か らわずか5年後のことだが、その後も平成30年西 日本豪雨, 令和2年7月豪雨, 令和6年能登半島 地震と大きな災害が続く中で、東日本大震災を契 機にアップデートされつつあった各種支援施策が 試されることとなった。発災直後からの救急救助 や医療・福祉等の分野の派遣体制。プッシュ型物 資支援. 自治体職員の応援派遣等が行われる一方 で、発災後からなかなか改善せず災害関連死の要 因となった避難所環境は、しばしばスフィア基準 との比較で批判された。今日ではTKB(トイレ, キッチン、ベッド) として人口に膾炙するように なったが、水・食料等の生活必需品の確保に加え 段ボールベッドやパーティション、テントの活用 による住環境の改善、食事の質の改善、トイレや 冷暖房の整備、コロナ禍においては感染症対策と、 阪神・淡路大震災の頃と比較すれば相当の改善が 進んだものの、迅速性や質の向上の点からは未だ 批判も多い。また、避難所から応急仮設住宅、復 興公営住宅へと移行していく中で. 見守り体制の 確保やコミュニティの形成・維持は依然として課 題となっている。こうしたなか、厚生労働省「被 災者見守り・相談支援等事業 | 「被災高齢者等把 握事業」が創設されるなど制度上の充実が図られ る一方で、被災者一人ひとりの被災状況や生活状 況の課題等を個別の相談等により把握した上で, 必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しな がら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援す ることにより、被災者の自立・生活再建が進むよ うにマネジメントする「災害ケースマネジメント」 の取組が進んできている。災害ケースマネジメン トの萌芽は我が国でも東日本大震災以降見られて

おり、2022年には内閣府が取組事例集を公表する等、自治体での取組は広がりを見せるようになっている。さらに令和6年能登半島地震を契機として「福祉」を被災者支援の中に明確に位置付ける動きが加速している。

#### 5. おわりに

阪神・淡路大震災以降の災害対策は、より早く. より手厚くという方向で様々な被災者支援等のた めの施策が拡充されるとともに、技術の進化や調 査研究の進展により各種の早期警戒システムの導 入や事前対策のためのインフラ整備が進み、ソフ ト面においても「自助」「共助」のさらなる充実を 促すことで、国土強靭化、災害に強い国・地域づ くりを進めてきた。一方で、国と地方の役割分担、 自助・共助・公助の役割分担など、災害法制上の 基本的な考え方は必ずしも大きく変化したわけで はなく、大規模災害時にその限界が露呈すること も起きてきた。また国や地方自治体における防災 人材の育成がしばしば問題提起され、災害対応に 特化した行政組織の必要性も議論を惹起してきた。 さらに、阪神・淡路大震災以来の30年は少子・高 齢化が全国的に進み地域の経済力が衰えを見せる 一方で、ICT 分野ではインターネット、SNS、ロ ボット・AI 技術等が大きく進化し、さらに世界 に目を転じれば我が国の安全保障環境を取り巻く 冷戦後の世界秩序が大きく変貌したことにより自 然災害を含む危機事態への体制強化が要請された。 また女性、子供、高齢者、障害者など要配慮者へ の配慮, 個人情報の取り扱いへの配慮, SDGs の 観点からの環境等への配慮など、災害対応を行う 上で配慮すべき事項への認識も30年前とは格段に 異なる状況にある。社会保障等への国民負担が増 加していく中で防災にどれだけリソースを割ける かという視点も現実的な財政問題として存在する。

30年以内の発生確率70~80%と想定されている 南海トラフ地震を筆頭に、今後起こりうる大規模 災害にいかに備え、対処すべきか、今一度国民的 な議論が求められる。

### 参考文献

総理府阪神·淡路大震災復興対策本部事務局:阪 神·淡路大震災復興誌,2000

国土庁:阪神・淡路大震災教訓情報資料集,2000 阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会監修: 伝える-阪神・淡路大震災の教訓-,ぎょうせい,2009

津久井進:大災害と法、岩波書店、2012

浜谷英博・松浦一夫編著:災害と住民保護,三和書籍,2012

吉井博明:災害対策法令の制定過程と復興対策,関 東都市学会年報第14号,2012

防災行政研究会編集:逐条解説災害対策基本法第三 次改訂版,ぎょうせい,2016

佐々木昌二:防災・復興法制, 第一法規, 2017

菅野拓: 災害対応ガバナンス, ナカニシヤ出版, 2021

塩谷隆英:下河辺淳小伝 21世紀の人と国土, 商事 法務, 2021

饗庭伸:平成都市計画史,中央製版印刷,2021 復興庁:東日本大震災復興政策10年間の振り返り, 2023

岡本正:災害復興法学Ⅲ,慶應義塾大学出版会, 2023

北原糸子: 震災復興はどう引き継がれたか, 藤原書 店 2023

内閣府:防災白書(平成17年版,平成23年版,平成24年版,平成29年版,令和6年版)

(投稿受理:2024年12月4日)

#### 要旨

阪神・淡路大震災以降30年間に、日本では大きな被害を受けるたびに経験と教訓を踏まえ災害対応のための法制度や行政組織の見直しを行ってきた。阪神・淡路大震災後は初動対応の迅速化や被災者支援の充実、都市型災害に対処するための復興まちづくり等に重点が置かれ、また東日本大震災後は特例的な復興体制や国土強靱化、公助の限界を補うための官民連携の促進が行われた。近年でも高齢者等多様な災害弱者に対応するためのきめ細かな被災者支援の充実が図られている。